

大規模災害時等における南国警察署と高知県農業協同組合
合(JA高知県香美地区本部)の施設使用に関する協定書

高知県農業協同組合
南 国 警 察 署

大規模災害時等における南国警察署と高知県農業協同組合(JA高知県香美地区本部)の施設使用に関する協定書

大規模地震等の災害発生により、南国警察署香南庁舎(以下「香南庁舎」という。)が倒壊等して使用不可能となった場合に、高知県農業協同組合(JA高知県香美地区本部)本所(以下、「JA高知県香美地区本部」という。)の一部を香南庁舎災害拠点(以下「香南庁舎災害拠点」という。)用施設として使用することに関し、高知県農業協同組合長(以下「甲」という。)と南国警察署長(以下「乙」という。)との間で、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模地震等の災害により香南庁舎が使用不能になった場合(以下「大規模災害時」という。)に、JA高知県香美地区本部の一部を乙が借用し香南庁舎災害拠点として使用することを目的とする。

(使用箇所の指定)

第2条 大規模災害時に関し、甲が使用を承諾するJA高知県香美地区本部の一部とは第1会議室又は大ホール及び屋外駐車場の一部分とする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、大規模災害時を起算日とし、起算日から原則として2週間以内とする。

(使用申請)

第4条 乙は、使用開始日に、別添「JA高知県香美地区本部使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

(使用期間延長の手続き)

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

(使用料等)

第6条 JA高知県香美地区本部の使用料は、大規模災害時の一時的な処置のため無償とする。ただし、乙は使用が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。

(管理責任)

第7条 甲は、乙がJA高知県香美地区本部を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(使用箇所の変更及び解約等)

第8条 甲が乙に対し、本協定第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議のうえ、使用承諾箇所の変更及び本協定の解約等について定めるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和 7 年 6 月 25 日

甲 高知市五台山5015番地 1
高知県農業協同組合長

乙 南国市大埴乙799番地 1
南国警察署長

別添

令和 年 月 日

高知県農業協同組合長 殿

申請者
南国警察署
氏 名

印

JA高知県香美地区本部使用許可申請書

下記のとおり、「大規模災害時等における南国警察署と高知県農業協同組合（JA高知県香美地区本部）の施設使用に関する協定書」に基づき、JA高知県香美地区本部の使用を申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間

令和	年	月	日	時	分から
令和	年	月	日	時	分まで

4 使用人員

5 使用責任者
南国警察署
氏 名

6 その他